

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

5 月分

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	営業所オンラインシステムのサーバ機器更新に伴うミドルウェアのバージョンアップ及びデータ移行等に係る業務委託	情報処理－ 情報処理	株式会社日立システムズ 関西支社	¥211,193,400	令和6年5月17日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	○
2	令和6年度 お客さまセンターシステム改修業務委託	情報処理－ 情報処理	西日本電信電話株式会社	¥99,000,000	令和6年5月22日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	W1	○
3	令和6年度 大阪市水道局お客さま専用サイト(マイページ)改修業務委託	情報処理－ 情報処理	日本電気株式会社 関西支社	¥62,231,400	令和6年5月15日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	W1	○

随意契約理由書

1 案件名称

営業所オンラインシステムのサーバ機器更新に伴うミドルウェアのバージョンアップ及びデータ移行等に係る業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立システムズ

3 随意契約理由

水道局のお客さま情報を一元的に管理する基幹システムである営業所オンラインシステム（以下「本システム」という。）については、次期水道局情報システム統合基盤の稼働に合わせて、サーバ機器の一部又は全部の更新及びミドルウェアのバージョンアップを行う必要があります。

本業務については、サーバ機器の更新に伴い、各種ミドルウェアのバージョンアップを行い、その後、動作テストや外部連携テスト等を実施し、本システムが適正に稼働するかを検証した後に、新サーバへデータを移行し、切替作業を行うものです。

本システムについては、上記業者が開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、本システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせる事が出来ない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について、保証を持たせることができるのは株式会社日立システムズが唯一の業者になります。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号06-6616-5475）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 お客さまセンターシステム改修業務委託

2 契約の相手方

西日本電信電話株式会社

3 随意契約理由

本業務は、お客さまからの各種お届けやお問合せを、お客さまセンターにて一括して受付を行い、各事業所と情報共有し、応対するためのお客さまセンターシステム（以下「本システム」という。）について、令和6年1月より運用を開始した大阪市水道局お客さま専用サイト（マイページ）における電子請求・電子決済機能追加への対応やマイページ申込結果通知における機能追加等のシステム改修及び関係システム間の連携試験を行うものです。

本システムは上記業者が当局の運用に合わせて独自に開発を行ったスクラッチ開発製品であり、本業務を履行するには、システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、開発プログラムについては一般には公開されていないことから、新たに他社が履行できる余地はありません。

よって、本業務における一貫した責任と性能について保証を持たせることができるのは、西日本電信電話株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号06-6458-6002）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大阪市水道局お客さま専用サイト（マイページ）改修業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社

3 随意契約理由

本業務は、お客さまがスマートフォン等を使用し、水道使用量や水道料金の閲覧機能及び水道の使用開始・中止などの申込機能を備えた大阪市水道局お客さま専用サイト（以下「本システム」という。）について、水道料金の支払いを可能にするための電子請求・電子決済機能、災害発生時に給水拠点を確認できる応急給水拠点閲覧機能の追加やその他機能におけるシステム改修を委託するものです。

本システムは日本電気株式会社が当局の既存システムに合わせたカスタマイズを行い、独自に開発を行ったものであり、本業務を履行するには、本システムの構成及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、本システムは日本電気株式会社が所有するクラウドを使用しており、データ保護の観点から他の業者が本業務を履行する余地がありません。

よって、本業務における一貫した責任と性能について保証を持たせることができるのは、日本電気株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号06-6458-6002）